

# 都市計画税条例改正の要旨（専決）

## 附 則

### 第3項から第15項

地方税法附則第15条（固定資産税等の課税標準の特例）の改正により、引用する適用条項を改正し、所要の規定の整備をするもの。

富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）新旧対照表（専決）

新	旧
<p>附 則</p> <p>（法附則第15条第39項の条例で定める割合）</p> <p><u>3</u> 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は5分の4とする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p><u>4</u> （略）</p> <p><u>5</u> （略）</p> <p><u>6</u> <u>附則第4項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>附則第4項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（法附則第15条第36項の条例で定める割合）</p> <p><u>3</u> <u>法附則第15条第36項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（法附則第15条第42項の条例で定める割合）</p> <p><u>4</u> <u>法附則第15条第42項</u>に規定する条例で定める割合は5分の4とする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p><u>5</u> （略）</p> <p><u>6</u> （略）</p> <p><u>7</u> <u>附則第5項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>附則第5項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

9 （略）

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

10 （略）

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

1 0 (略)

1 1 (略)

1 2 (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

1 3 (略)

1 4 附則第4項及び第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、  
附則第4項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法  
附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第  
6項に、附則第5項、第7項及び第8項の「商業地等」とは法附則第1  
7条第4号に、附則第7項から第9項までの「負担水準」とは法附則  
第17条第8号ロに、附則第9項の「農地」とは法附則第17条第1  
号に、附則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附  
則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6  
項に、附則第10項から第12項までの「市街化区域農地」とは法附則  
第19条の2第1項に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税  
標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される  
法附則第18条第6項に規定するところによる。

1 5 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、  
第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第  
44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規  
定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は  
第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から  
第15条の3まで」とする。

1 1 (略)

1 2 (略)

1 3 (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

1 4 (略)

1 5 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、  
附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法  
附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第  
6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第1  
7条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則  
第17条第8号ロに、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1  
号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附  
則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6  
項に、附則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則  
第19条の2第1項に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税  
標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される  
法附則第18条第6項に規定するところによる。

1 6 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、  
第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項  
若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規  
定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は  
第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から  
第15条の3まで」とする。